

松浦市監査委員公表第6号

監査の結果に係る措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月3日

松浦市監査委員 守山秀利
松浦市監査委員 川下高広

措置通知書

議会事務局

指摘等を受けた事項	措置状況
1.支出事務 【指摘事項】 ア 松浦市財務規則第67条第2項「概算払を受けた者は、債権額決定後、旅費にあっては5日以内(差額精算のないものにあっては1か月以内)に、その他の経費については7日以内に概算払精算報告書を支出命令権者に提出しなければならない。」とあるが、差額精算がある旅費について、5日以内に概算払精算報告書を提出していないものがあった。	概算払を行った旅費の差額精算については、5日以内に概算払精算報告書を提出しなければなりませんが、認識不足により期限内に処理ができず、提出できなかつたものです。 今後は「松浦市財務規則」を再確認し、適正な事務処理を行うよう、事務局全体で周知徹底いたしました。
2.契約事務 【指摘事項】 ア 委託契約における予定価格調書について、調書に添付されていた封筒には調書作成者の封印があつたが、糊付けをした形跡がなく、見積書開封までの間、適正に保管されていたかどうか疑義があるものがあつた。財務規則第78条では「その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により」と規定されており、随意契約に関しても同第86条第3項で第78条の規定に準じて定めると規定されてあることから、予定価格調書作成後は封筒に入れ糊付け後に封印して適正に保管されたい。	予定価格調書の取り扱いにつきましては、松浦市財務規則において適切かつ厳重に取り扱うことが定められておりますが、処理の手順・確認を誤り、予定価格調書の保管の適正さを欠いていたものです。 今後はこのようなことの無いよう、処理手順を充分に確認の上、厳重かつ適正な事務処理に努めるよう、事務局全体で周知徹底いたしました。
【指導事項】 ア 保守業務等について1者随意契約を行っているが、選定の理由等が不十分と思われるものが見受けられた。1者随意契約を行う場合は、契約の透明性を確保する必要があることから、特定の1者でなければ履行できない理由を具体的に決裁文書に明記されたい。	業務委託における1者随意契約を行う際の決裁文書において、認識不足により、選定理由を具体的に記述していなかつたものです。 そのため、その業者でなければ履行できない理由を追記しました。 今後は、契約の透明性を確保するべく、1者を選定した理由を具体的に明記した上で決裁を受けるよう、事務局全体で周知徹底いたしました。
イ 1者随意契約の実施伺について、根拠法令の記載はあるものの、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあつた。契約方法については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第〇項の規定により随意契約とする」等の理由に、「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨を併記されたい。	業務委託における1者随意契約の実施伺について、その根拠法令は記載しておりましたが、認識不足により、松浦市財務規則による根拠規定の記載が漏れていたものです。 そのため、財務規則の規定に基づく1者随意契約の文言を追記しました。 今後は根拠法令のみならず、根拠規定も併記するよう、事務局全体で周知徹底いたしました。